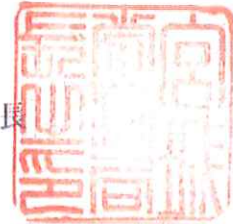


宮労発基 0401 第 1 号
平成 27 年 4 月 1 日

公益社団法人
宮城県トラック協会 会長 殿

宮城労働局長



死亡災害の多発傾向に対する取組の強化について（緊急要請）

日頃より労働行政の運営、とりわけ労働災害防止対策の推進について御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、宮城労働局管内における死亡災害は、長期的には減少傾向で推移し、平成 25 年は過去最少の 17 件となったところです。

しかしながら、昨年 12 月には過去 5 年間で最大となる 1 ヶ月で 4 件の死亡災害が発生し、また、それ以降、本年 3 月まで 4 ヶ月連続して複数の死亡災害が発生しており、これは震災以来の事態となっているなど、この状況が続けば、昨年を上回る死亡災害が発生することも懸念されます。このため、今般、死亡災害の多発傾向に歯止めをかけるため、4 月、5 月において死亡災害防止のための取組を強化することとしました。

つきましては貴職におかれましては、このような状況についてご認識をいただき、これまで講じられている労働災害防止のための取組に加えて、この間の災害動向を踏まえた下記の取組事項について、改めて傘下の会員事業場等に周知していただきますよう緊急要請いたします。

記

1 取組期間

平成 27 年 4 月及び 5 月

2 取組事項

(1) 全業種共通事項

各作業について、再度、リスクアセスメントを行うこと等により作業に



伴うリスクを確認した上で、安全衛生教育等により作業者の安全衛生に対する意識の向上を図ること。

作業に変更が生じる場合には、変更に応じた労働者の安全対策を講じた計画を作成し、それを関係する事業者及び労働者に徹底すること。

特に震災からの復旧・復興に関連する人手・資材不足の要因等から、作業変更を余儀なくされる場合であっても、安全対策に万全を期すこと。

(2) 業種別の取組事項

- ① 製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害防止、重量物による崩壊・倒壊災害の防止
- ② 建設業では、墜落・転落災害の防止、建設機械等による災害防止
- ③ 陸上貨物運送事業では、トラック荷台からの墜落・転落災害の防止、過労運転防止
- ④ その他の業種では、チェーンソーによる伐倒作業の災害防止、

(3) 死亡災害の特徴を踏まえた個別的事項

- ① 貨物自動車等の運転において、ドライバーの適正な労働時間の管理、健康管理及び走行管理を行うこと。また、トラック荷台からの昇降時には安全な作業床の確保、安全帯の使用、保護帽の着用を徹底すること。
- ② チェーンソーを用いて行う立木の伐採など法定の有資格者による作業が必要なものについて、無資格者が行うことのないよう周知徹底すること。
- ③ 重量物を取り扱う場合には、立てかけた材料の崩壊・倒壊災害の防止のため、十分強度のある支持材等を設置すること。
- ④ 港湾工事など岸壁と船舶との間を移動する際、その間に作業床を掛け渡すなど安全確保を徹底すること。

(参考：平成27年3月31日現在7件の死亡災害の分類)

業種別分類： 製造業2件、採石業1件、陸上貨物運送事業3件、
その他の事業1件

事故の型別： 墜落・転落2件、交通事故2件、崩壊・倒壊2件、火災1件